

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第28条の3の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成25年12月12日

京都市長 門川 大作

1 入札に付する事項

(1) 業務名

ア 子ども・子育て支援制度システム開発委託

イ 子ども・子育て支援制度システム機器購入

2件一括

(2) 業務の特質等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおりに

(3) 契約期間

仕様書のとおりに

2 入札参加資格に関する事項

以下に掲げる入札参加資格の種類に応じ、そのすべてを満たす者

(1) 入札の前に確認する資格（以下「事前確認資格」という。）

ア 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）の前日において京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で申請日の前日までに平成24年10月15日京都市告示第271号（以下「告示」という。）に定める資格の申請を行っていること。

イ 申請日から事前確認資格の確認の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止（以下「参加停止」という。）を受けていないこと。

ウ 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に、人口100万人以上の政令指定都市（地方自治法第252条の19第1項）において、住民基本台帳と連携するオープン系の保育システム又は生活保護、介護保険等の福祉システムの開発を受託した実績を有すること。

エ 本件入札に参加しようとする個人，法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が，本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。

3 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法並びに同説明書等に対する質問期限及び回答期日

(1) 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

公告の日から，平成25年12月26日(木)午後5時まで，次の場所において無償で交付する。ただし，京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所本庁舎1階

京都市行財政局財政部契約課

電話 075-222-3315

(2) 入札説明書等に対する質問期限及び回答期日

ア 入札説明書等に対して質問しようとする者は，市長に対し，質問事項，住所，商号及び氏名（法人にあつては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者氏名，届出済みの受任者（以下「受任者」という。）がある場合は，受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載，押印した書面を，平成25年12月26日(木)午後5時までに，持参により京都市行財政局財政部契約課まで，提出しなければならない（受付時間は，休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）。

なお，受付期間の経過後は，入札説明書等に対する質問は一切受け付けない。

イ 市長は，アによる質問を受けたときは，平成26年1月17日(金)までに，質問に対する回答書を，京都市行財政局財政部契約課において閲覧できるようにする。

4 競争入札参加資格確認の手続

(1) 提出書類

入札に参加しようとする者は次に掲げる条件に係る証明書等を提出し，審査を受け

なければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

2(1)ウに掲げる資格を有することを証明する書類

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類の提出方法

入札に参加しようとする者は、下記ウの場所に下記アの期間内に、4(1)に掲げる書類を持参し提出すること。

なお、郵送する場合は書留郵便とし、下記アの期間内に必着させること。

ア 提出期間

公告の日から平成25年12月26日(木)午後5時まで(休日を除く。)。

イ 提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

ウ 提出場所

3(1)の場所へ提出すること。

(3) 競争入札参加資格確認通知

一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類の受領後、競争入札参加資格の確認を行い、その結果は平成26年1月17日(金)までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

(4) 競争入札参加資格がないと認められた者にする理由の説明

ア 競争入札参加資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により、競争入札参加資格がないと認められた理由の説明を求められることができる。

書面は平成26年1月21日(火)午後5時までに、3(1)の場所へ持参により提出しなければならない。

なお、書面の受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。

イ 市長は、アによる説明を求められたときは、平成26年1月23日(木)までに、説明を求めた者に対し書面で回答する。

(5) 競争入札参加資格確認の取消し

市長は、競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、4(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

ア 落札決定の日時までに、規則第2条に基づき告示し、又は要綱第14条の規定により定めた2の入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 落札決定の日時までに、競争入札参加停止を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ その他市長が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

5 入札執行の日時及び場所

平成26年1月27日(月) 午前11時

京都市行財政局財政部契約課入札室

なお、入札書を郵送する場合は、書留郵便とし、平成26年1月24日(金)午後5時までに上記3(1)の場所に必着させること。

一般競争入札参加資格の確認の結果の通知の前日までに告示に定める資格の審査を行っていた登録業者以外の者が、入札書を郵送しようとする場合において、入札書の到着の日においてその者が開札の時までに告示に定める資格を有していると認められることを条件として、入札書を受領するものとする。

6 入札方法

- (1) 落札決定は、1(1)ア及びイの2件一括の入札金額の比較によって行う。
- (2) 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、1(1)アにあつては見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を1(1)イにあつては見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)の合計額を記載すること。
- (3) 入札の前に入札参加者の数又は商号(法人にあつては名称)を公表するが、入札の前に予定価格の公表は行わない。

7 契約方法

契約は、1(1)ア及びイは総価契約とし、それぞれについて行う。

8 禁止事項

- (1) 本件入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。
- (2) 非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給してはならない。
- (3) (1)及び(2)の規定は、契約者が、非落札者以外の者を経由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による本市の承諾を得た場合は適用しない。

9 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、1(1)ア及びイの業務に係る入札金額の内訳が、それぞれの業務の予定価格の範囲内であることを条件とする。

10 入札の無効

- (1) 規則第6条の2各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、申請書その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。
- (2) この入札において、代表者等と同一人である者の双方が入札したことが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、規則第6条の2第13号に基づきそれぞれ無効とするとともに、競争入札参加停止を行う。

また、この入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった者が、この入札において入札した他の代表者等と同一人であったことが判明したときは、契約を締結せず、それぞれについて競争入札参加停止を行う。

- (3) 上記9ただし書きにおいて、予定価格を超過している入札は、無効とする。

11 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
契約書は京都市標準契約書を使用する。
- (5) 登録業者以外の者で、一般競争入札参加資格の確認の結果の通知の前日までに、告示に定める資格の申請を行い、開札の時までに告示に定める資格を有すると認められた者が落札者となったときは、契約の締結時に京都市暴力団排除条例施行規則第7条に規定する誓約書を提出すること。
なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。
- (6) 詳細は、入札説明書による。
- (7) 本公告に関する問合せ先 3(1)の交付場所に同じ。

12 Summary

- (1) Nature of the services to be required:
a Development of the New Child-Rearing Support System
b 1 set of equipment for the New Child-Rearing Support System
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant Document for the qualification: 5:00p.m 26 December, 2013
- (3) Time-limit of tenders: 11:00a.m 27 January, 2014
- (4) Contact point for the notice: Contract Section, Finance Division,
Administrative and Budgetary Bureau, City of Kyoto
Teramachi-Oike, Nakagyo-ku, Kyoto 604-8571, Japan
Phone 075-222-3315
- (5) Inquiries will only be accepted in Japanese

(行財政局財政部契約課)